

## 令和6年度 いじめ防止対策基本方針

いじめは本校でも、またどの生徒にもおこりうるものである。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する。さらに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。学校や私生活において、絶対にいじめを行ってはならない。

本校では、全ての生徒が「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃さないこと」により、自他の生命を尊重することを目指し、いじめ防止のための対策を行う。

### 1 いじめ問題対策委員会の設置

#### (1) 設置の目的

- ① 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処等に関する処置を実効的に行うため、組織的な対応を行うための中核となる。
- ② 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

#### (2) 組織

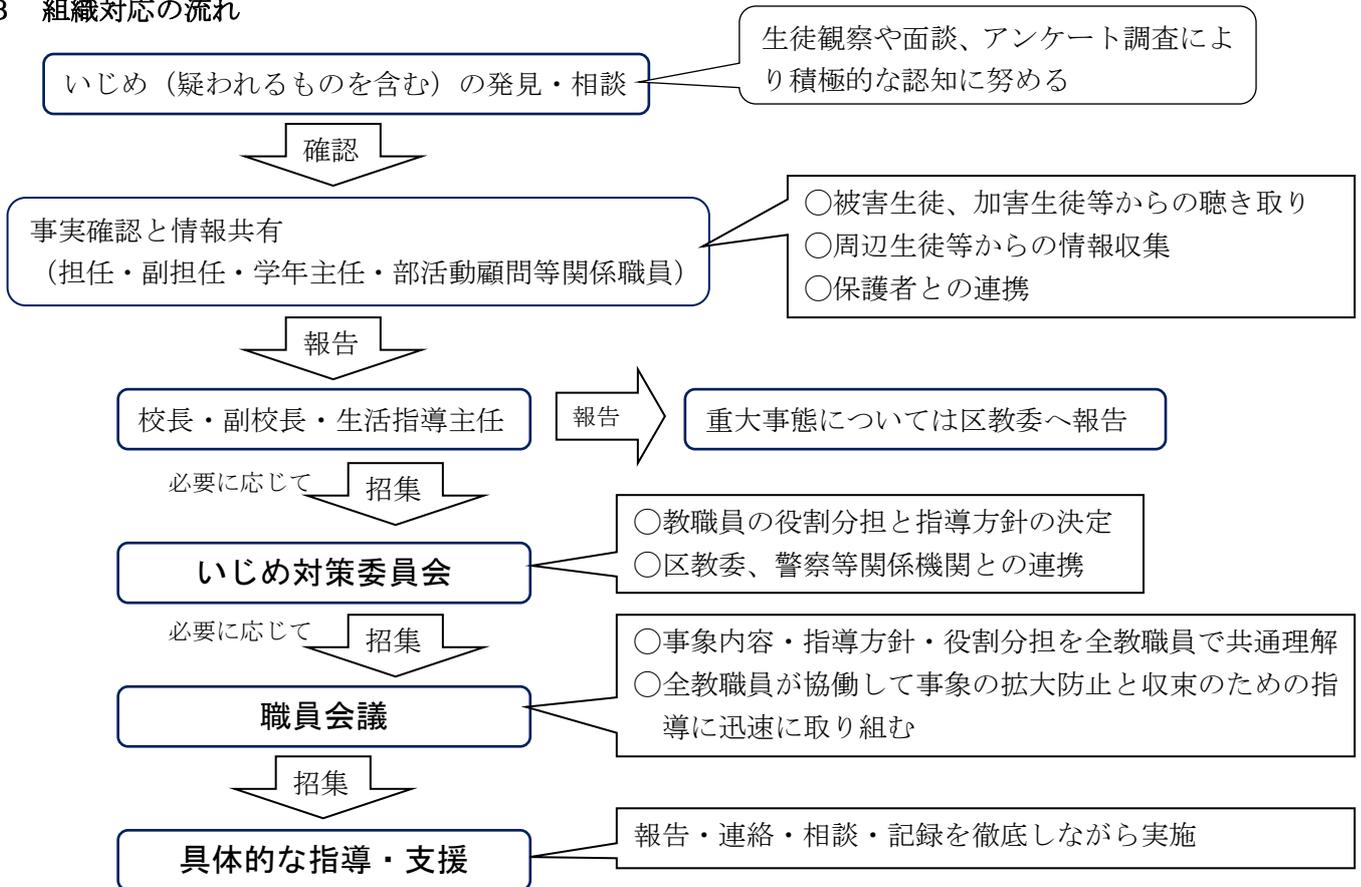
校長・副校長・生活指導主任・学年主任・S C・養護教諭

### 2 いじめ防止等に関わる年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議 研修	いじめ 対策委員会①		いじめ 対策委員会②	校内研修		
未然 防止	集会にて啓発	いじめに関する 道徳授業（学校 公開）	いじめ防止に関 する 道徳授業			集会にて啓発
早期 発見	S Cによる面談（1年） いじめ・体罰の調査		ふれあい月間 いじめ・体罰の 調査	三者面談 いじめ・体罰の 調査		いじめ・体罰の 調査

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議 研修		いじめ 対策委員会③			いじめ 対策委員会④	
未然 防止	道徳授業 地区公開講座	いじめ防止に関 する 道徳授業			いじめ防止に関 する道徳授業 新入生保護者会	
早期 発見	いじめ・体罰の 調査	ふれあい月間 いじめ・体罰の 調査	三者面談 いじめ・体罰の 調査	いじめ・体罰の 調査	ふれあい月間 いじめ・体罰の 調査	いじめ・体罰の 調査

### 3 組織対応の流れ



#### 被害者への支援

- 伝えること
  - ・学校として「何としても守る」という姿勢
  - ・プライバシーの保護
- 確認すること
  - ・身体への被害状況 (診断書)
  - ・金品の被害状況
  - ・カウンセリングの必要性
  - ・警察への被害申告の意思
- 留意点
  - ・再発や潜在化
  - ・保護者への説明と保護者の考えの確認

#### 加害者への指導

- 伝えること
  - ・いじめは決して許されない行為であること
  - ・いじめられた側の心の痛みを理解すること
  - ・自分の行為が重大な結果につながったこと
- 確認すること
  - ・カウンセリングの必要性
- 留意点
  - ・再発や潜在化
  - ・加害者が被害者になること
  - ・保護者との連携

#### 周囲生徒への指導

- 伝えること
  - ・いじめられた側の心の痛み
  - ・観衆や傍観者も加害者であること
  - ・プライバシーの保護
- 確認すること
  - ・カウンセリングの必要性
- 留意点
  - ・観衆や傍観者が被害者になること

## 4 いじめを未然防止するために

### ◇生徒に対して

- ・生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や生徒一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の授業や学級活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ・『いじめは決して許されないこと』という認識を、全ての生徒が持つようにさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。

### ◇学校全体として

- ・全ての教育活動を通して、『いじめは絶対に許されない』という学校風土を作る。
- ・教育相談アンケート調査を学期に1回以上実施し、その結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・いじめチェックリストを活用し、担任を中心に生徒の状況を複数の教員で観察する。
- ・スクールカウンセラーや養護教員を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当る。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解を深め、実践力を高める。
- ・生徒会活動を中心に、生徒が自主的に『いじめ撲滅』を目指す取組みを進める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

### ◇保護者・地域に対して

- ・生徒が発するサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを各種保護者会、学校だより、ふれあい懇話会、地域での会合等で伝え、理解と協力を求める。

## 5 「いじめ」の早期発見について

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや、相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えを、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ問題対策委員会等、校内で情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭が協力して解決を図る。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への支援を組織的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンターと連携して対処する。

## 6 特別な支援を必要とする生徒への配慮

- ・特別支援学級に在籍する生徒、および通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する理解を十分に深めるとともに、家庭とも密接な連携をする。
- ・生徒との日々のふれあいを大切に、些細な変化やサインを見落とさないよう心がけ、未然防止と早期発見を図る。
- ・地域で生活していくための、よりよい集団づくり・仲間づくりを推進するため、特別支援学級と通常学級との交流を積極的に進める。

## 7 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、マナーやルールづくり等について、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、警察をはじめとする関係諸機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察等の関係機関と連携して対応する。

## 8 保護者・地域との連携

- ・保護者や近隣小学校、地域と連携し朝のあいさつ運動に取り組む。
- ・地域や校区内の小学校と連携し、地域・学校からいじめを撲滅するための取組を進める。
- ・地域の会合等で、学校の現状やいじめ防止の取組について発信すると共に家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

## 9 関係機関との連携

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、スクールサポーターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・犯罪行為等が認められたときには、警察等と連携した対応をする。
- ・その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、積極的に連携を行う。

## 10 いじめ事案への対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんととる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
- ・いじめられた生徒を守るために、全教職員が情報共有し、組織的に解決を図る。
- ・いじめた生徒へは、いじめは許されないという毅然として指導を行い、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・教育委員会事務局に事実関係や指導の状況を報告する。

## 11 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対しては、学校として説明責任に基づき、真摯に情報を提供する。

## 12 その他

- ・学校評価においては、年度毎の取組について、生徒からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。